

## 「砺波市国土強靱化地域計画」策定

|         |   |
|---------|---|
| 名称      | 砺波市国土強靱化地域計画  |
| 目的      | 東日本大震災や淡路大震災、また近年発生している豪雨災害などから得られた教訓を踏まえ、本市にとって、災害等に必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、国及び富山県の計画に基づき、大規模災害等から市民の生命や身体及び財産などの保護、経済に及ぼす影響の最小化等を図る。  |
| 計画の位置づけ | 国及び富山県の国土強靱化計画を上位計画とし、砺波市総合計画実施計画、砺波市地域防災計画等との整合・調和を図る。   |
| 計画期間    | 砺波市総合計画の計画期間に合わせることにし、初年度は、令和2年11月から令和9年3月までの6年5か月間とし、令和9年度以降は5年間とする。   |
| 主な内容    | <p>【別紙概要及び地域計画参照】</p> <p>第3章 計画の対象とする災害リスク（想定される自然災害）<br/>県内外及び本市で想定される地震や風水害、土砂災害、火災等の自然災害について明記</p> <p>第4章 計画の基本的な考え方<br/>4項目の基本目標及び基本方針を策定・推進し、<u>5項目の「事前に備えるべき目標」</u>を設定</p> <p>第5章 脆弱性評価と推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 建物、公共施設等の倒壊、ライフラインの停止などの災害リスクと人口減少・少子高齢化、道路や上下水道管等社会資本の老朽化などの社会的リスクとが複合化し、被害が深刻化するおそれがあるため、ハード・ソフト両面から強靱化することが必要</li><li>2 <u>5項目の「事前に備えるべき目標」</u>に基づく<u>16項目の「起きてはならない最悪の事態」</u>を設定し、関連する既存の施策を分析・評価するとともに、<u>「事前に備えるべき目標」</u>を達成するための施策について、推進方針等を分野ごとに設定</li><li>3 関連する既存の施策を分析・評価及び分野ごとの推進方針等を行政機能、保健医療・福祉、産業・経済活動、都市機能・インフラ、リスクコミュニケーションの5つの個別分野に加えて、それらを横断的に老朽化・耐震化対策、冗長化・多重化対策に分類</li></ol> <p>第6章 計画の推進と見直し<br/>国や県等の計画に基づき、関係団体と連携して効率的・効果的な取組の見直しを図るとともに、施策等については、砺波市総合計画の検証に合わせ見直す。</p> |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内市町村のなかでは、富山市に次いで、2番目に策定（R2.10月末現在）</li><li>・ 国が定める国土強靱化の取組を着実に実施するため、10月に策定したことで、本市の令和3年度の強靱化事業の推進を図る。</li></ul>  |
| 問合せ先    | 所属 総務課防災・危機管理班 担当者名 幡谷<br>電話番号 0763-33-1111（内線251）  |

### 【目的】

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施ため、国及び富山県の計画に基づき、大規模災害等から市民の生命や身体及び財産などの保護、経済に及ぼす影響の最小化等を図る。

### 第1章 計画の位置付け

- 1 国及び県の国土強靱化計画を上位計画とし、砺波市総合計画実施計画、砺波市地域防災計画等との整合・調和を図りながら、各分野別計画の指針とする。
- 2 計画期間は、砺波市総合計画の計画期間に合わせることにし、令和2年11月から令和9年3月までの6年5か月間（令和9年度以降は5年間）とする。

### 第2章 地域特性

- ・本市の位置や地形、気象的特性について明記

### 第3章 計画の対象とする災害リスク（想定する自然災害）

- 1 県内及び本市の地震、風水害、土砂災害等、雪害及び火災
- 2 県外（南海トラフ地震、首都直下地震）

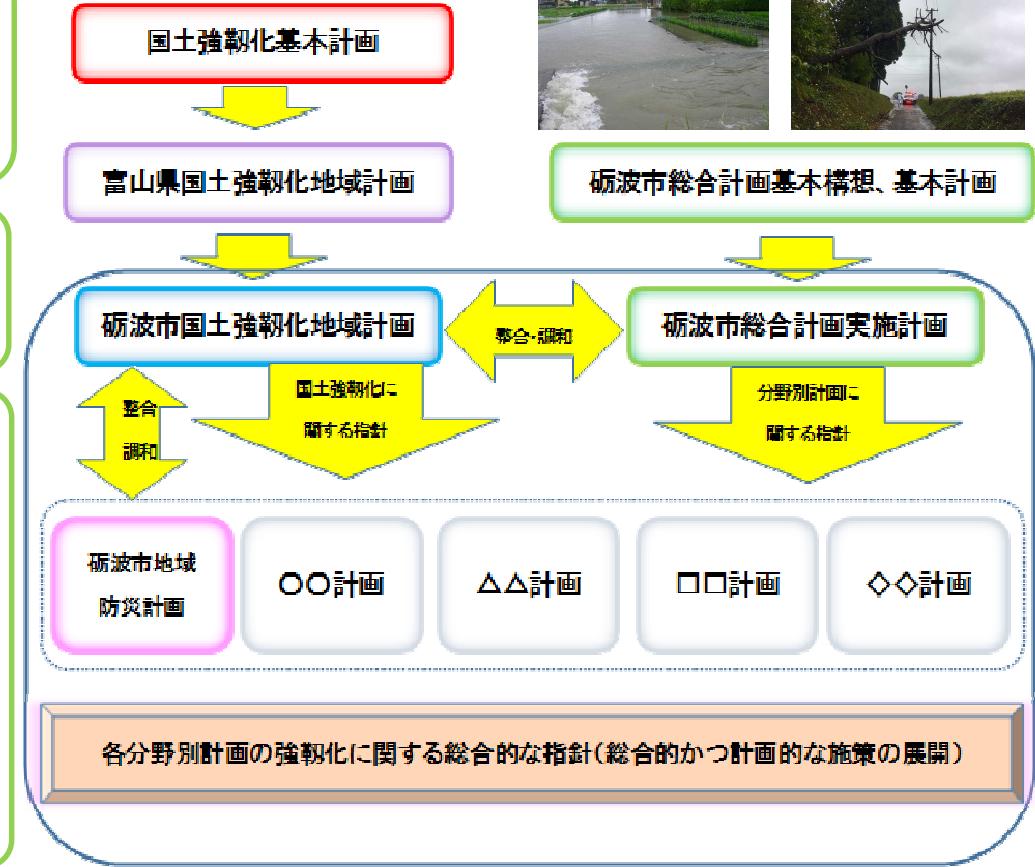


### 第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標
  - (1) 人命の保護
  - (2) 本市の重要な機能の維持
  - (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - (4) 迅速な復旧復興
- 2 基本的な方針
  - (1) 取組姿勢
  - (2) 適切な施策の組合せ
  - (3) 効率的な施策の推進
  - (4) 地域の特性に応じた施策の推進
- 3 「事前に備えるべき目標」の設定
  - (1) 人命保護と二次災害発生の防止
  - (2) 迅速な救助・救急、医療活動等と被災者等の健康や避難生活環境の確保
  - (3) 行政機能の確保
  - (4) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧
  - (5) 地域社会・経済の迅速な再建・回復



### ■計画の位置付け



### 第5章 脆弱性評価と推進方針

- 1 リスクの抽出
 

地震や土砂災害などの「災害リスク」に加え、人口減少や少子高齢化、道路や上下水道管などの社会資本の老朽化などに伴う「社会的リスク」とが複合化し、被害が深刻化する恐れがあるため、分野横断的にハード・ソフト両面から強靱化することが必要
- 2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
 

「事前に備えるべき目標」に基づき「起きてはならない最悪の事態（16項目）」を設定
- 3 施策分野、脆弱性評価
 

「起きてはならない最悪の事態」について、5つの個別分野に加え、2つの横断的分野を設定し、既存施策の取組状況と事態回避に向けた対応力を分析・評価
- 4 推進方針
 

脆弱性評価を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を達成するための施策について、強靱化に関する推進方針や数値目標を分野ごとに設定



＜個別分野＞ ア 行政機能 イ 保健医療・福祉 ウ 産業・経済活動 エ 都市機能・インフラ オ リスクコミュニケーション  
 ＜横断的分野＞ ア 老朽化・耐震対策 イ 冗長化・多重化対策

### 第6章 計画の推進と見直し

- 1 推進体制
 

国や県、事業者等とともに、最新の災害情報に基づく被害想定や研究成果などを共有し、関係団体とも連携して効率的・効果的な取組の見直し
- 2 計画の見直しと進捗管理
 

計画期間中、目標値（KPI）などについては、砺波市総合計画の検証に合わせ進捗管理を実施

